

令和6年11月5日

公民館長・主事 各位

市民活動交流センター所長

保護司活動における公民館の使用について

日頃は、公民館の運営・管理にご尽力いただき、お礼申し上げます。

さて、9月25日付けで岐阜県保護司会連合会より要望書の提出を受け、保護司活動における公民館の使用について運用を明確にするため、下記のとおり通知します。ご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 保護司活動における公民館の使用について

- ・保護司活動のため館の部屋の使用申込があった場合、特段の不許可事由がない限りはその使用を許可するものとし、また公民館条例施行規則第12条第1項第2号の規定に準じ、使用料を免除とする取り扱いとすること。
- ・使用申込に際しては、他の館利用者と同様に、使用申込書及び使用料減免申請書の提出を求めること。
- ・上記の許可は、他の館使用者の使用申込に優先するものではなく、各館の事情を踏まえ、部屋の使用について使用申込者と館管理者との間で相談・協議されるべきこと。

※1 更生保護活動について、安全に面接を行える場所の確保が求められていることから公民館もその活動に協力するものです。また、保護司会の活動による使用は、いわゆる2号減免の対象としており、保護司活動そのものもその一環とみなし、使用料免除として取り扱うことを明確にします。

※2 ただし、同様に公益性の高い活動に取り組む地域団体が多くある中、優先的に使用を認める趣旨ではありません。使用申込書等の必要書類の提出を受けて、館の使用状況を踏まえ、申込者と使用方法について協議した上で、許可手続をしていただくようお願いいたします。

2 添付資料

「保護司活動に対するなお一層の御協力に関する要望書」及び市回答書

(担当)

市民活動交流センター、公民館係(川村)

TEL058-214-7158